

村民（若者）住宅入居に関する留意事項

1 名 称：野沢温泉村新田第2村民住宅 301号

（1）住 所：〒389-2502 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9840 番地 2

2 入居手続き

（1）入居決定者と同程度以上の収入を有する者で村長が適当と認める保証人の連署のある誓約書を提出してください。

※入居決定者、連帯保証人それぞれの所得証明書、印鑑登録証明書を添付のこと。

（2）敷金（5万円）を納付書により役場会計室へ納入してください。

※上記については、すべて決定のあった日から10日以内に手続きを行って下さい。

（3）入居後に入居届を提出し、転居手続きもお願いします。

3 家賃について

（1）家賃は毎月末までに納入願います。（ひと月に満たない場合は日割り計算とします）

（2）家賃は口座振替でお願いします。

（ただし、ＪＡながの、ゆうちょ銀行、八十二長野銀行のみ）

（3）**家賃を3ヶ月滞納した場合は住宅の明け渡しを請求します。**

4 入居指定日（予定）

令和8年11月16日（月） から可能

5 入居者の負担となるもの

（1）照明器具（ＬＤ、洋間）、ガス器具。

（2）電気、ガス、水道及び下水道、ＣＡＴＶ使用料（加入者のみ）。

（3）汚物及びじんかいの処理に要する費用。

（4）除雪等に要する費用。**※屋根融雪使用料（12月～3月の4ヶ月分を3月に請求）12,000円**

（5）建具の破損、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕に要する費用。

※フローリングの傷などには注意してください

（6）給水栓、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用。

※ファンヒーター等による結露で生じたカビは修繕対象になります

（7）その他村長の指定する費用。

6 届け出等

（1）村民住宅を滅失又は毀損したときは届出してください。

（2）村民住宅を他人に貸したり権利を譲渡することはできません。

（3）村民住宅の模様替えや増築をしてはいけません。（ただし、村長の承認を得たときは可能）

（4）入居者に異動（出生・転出等）がある場合は、届出してください。

7 入居の承認の取り消し明け渡し

- (1) 不正の行為によって入居したとき（入居申込書等に虚偽があった場合など）
- (2) 入居者以外のものを入居させたとき
- (3) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (4) 村民住宅を故意にき損したとき
- (5) 正当な理由によらないで15日以上村民住宅を使用しないとき
（長期にわたり住宅を空ける際は届出してください）
- (6) その他この規定並びにこれに基づく村長の命令に違反したとき

8 住宅管理員

建設水道課長	小林 和哉
移住定住係	丸山ゆき乃
〃	栗田 則子

9 その他

- (1) 入居期間は入居日から10年間です。延長の申請(期間：5年)は、1回のみ可能です。
- (2) 村民住宅への入居は、地域移行(住宅取得など)のためのステップとしてください。
- (3) ペットの飼育はできません。
- (4) 住宅を退去するときは、予定日の20日前までに退去届を提出し、検査を受けてください。
また、専門業者によるハウスクリーニングを行ってください。
（入居期間が短期の場合も同様です。）
- (5) 野沢温泉村の住民ですので、自治活動をご理解いただき、協力や参加（新田区への加入）をお願いします。

※ 抽選会は、本人もしくは代理人が必ず出席してください。当日、受付時間までにお越しいただけない場合は棄権となります。

電気及び上下水道等の手続きは下欄へ依頼してください。

	依 頼 先	電話番号
電 気	中部電力 ミライズ株式会社	0120-921-691
ガ ス	ながの農協 野沢ガスセンター	0269-85-3144
テレビ	野沢温泉村 総務課 情報統計係	0269-85-3111
上下水道	野沢温泉村 建設水道課 上下水道係	0269-85-3113